

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第93号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

別表第1の1のアの(ウ)中「とし」を「(法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費として知事が別に定めるもの)とし」に改め、同アの(カ)中「避難所」を「法第4条第1項第1号の避難所」に、「以内」を「以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から知事が別に定める日までの期間」に改め、同表の6のうち「1月以内に完成」を「3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)に完了」に改め、同表の13のアの(ア)中「被災者」の次に「(法第4条第2項の救助にあつては避難者。14のアの(ア)において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第1の1及び13の規定は令和3年5月20日から、同表の6の規定は同年6月18日から適用する。

危機管理防災課

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第94号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第47条の2中「第53条第36項」を「第53条第55項」に改める。

第47条の3中「第53条第42項又は第43項」を「第53条第60項又は第61項」に改める。

第98条中「の承認を受けている」を「の規定により帳簿(条例第105条に規定する帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る電磁的記録(条例第105条の2に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び次条において同じ。)の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする」に、「要件に」を「要件(当該者が特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第3号に掲げる要件を除く。)に」に改め、「承認を受けている帳簿(条例第105条に規定する帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る」を削り、同条第1号を削り、同条第2号中「(当該帳簿に係る電子計算機処理)の次に「(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「承認を受けている」を削り、「法第750条第1項に規定するプログラム」を「電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたもの」に、「この条」を「この号及び次号」に改め、同号の「概要」を「(電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この号及び次項第1号の「ア」において同じ。)の概要」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「場所に、」を「場所に」に、「明りよう」を「明瞭」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 地方税に関する法令の規定による当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。  
第98条に次の1項を加える。

2 前項に規定する特定要件とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件をいう。

(1) 条例第105条の2の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする者に次掲げる要件(当該者が地方税に関する法令の規定による当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、イ((イ)及び(ウ)に係る部分に限る。)に掲げる要件を除く。)

ア 当該帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

(ア) 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(イ) 当該帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。

イ 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

(ア) 記録項目を検索の条件として設定することができること。

(イ) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

(ウ) 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

(2) 条例第105条の3第1項の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする者 次に掲げる要件

ア 前号に定める要件

イ 次条第1項第1号のイの(ア)の電磁的記録に、前号のアの(ア)及び(イ)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ウ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、日付を特定することによりこれに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

エ 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

オ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第2号及び前号のイに掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号のイ(イ)及び(ウ)に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号のイに規定する機能（当該者が地方税に関する法令の規定による当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号のイの(ア)に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

第98条の2第1項中「承認を受けている者は、前条各号」を「規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする者は、前条第1項各号」に、「及び次の各号」を「(当該者が同条第2項に規定する特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っている場合には、同条第1項第3号に掲げる要件を除く。）」及び次に改め、「承認を受けている帳簿に係る」を削り、同項第1号のイの(ア)中「承認を受けている」を「規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする」に改め、「(前条第1号のア及びイに規定する事実及び内容に係るものを含む。）」を削り、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「明りよう」を「明瞭」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 条例第105条の3第2項に規定する規則で定める場合は、条例第105条の2の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている者の当該帳簿の全部又は一部について、その保存期間（条例第105条の規定により帳簿の保存が義務付けられている期間をいう。）の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

第98条の2第3項中「承認を受けている者の当該承認を受けている」を「規定により帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとする者の当該」に改める。

第116条の3中「第144条第2項第1号」を「第144条第1号、第144条の3第2項第1号」に改める。

第116条の4第1項の表中「第144条第1項又は第145条の2第1項」を「第144条、第144条の3第1項又は第145条の2第1項」に、「第144条第1項、第144条の2」を「第144条、第144条の2、第144条の3第1項」に、「取得した設備を」を「取得した設備、過疎法関係特別償却設備若しくは地域再生法関係特別償却設備を」に、「第144条第1項又は第144条の2から第145条の2まで」を「第144条、第144条の2、第144条の3第1項、第145条又は第145条の2」に、「特別償却設備又は」を「地域再生法関係特別償却設備、」に、「に係る」を「又は取得等をした過疎法関係特別償却設備に係る」に、「第144条第3項」を「第144条の3第3項」に、「若しくは特別償却設備を」を「を」に改め、同条第2項中「設備又は特別償却設備を」を「設備若しくは地域再生法関係特別償却設備若しくは取得等をした過疎法関係特別償却設備を」に改め、同項第2号中「機械装置又は特別償却設備」を「設備、過疎法関係特別償却設備又は地域再生法関係特別償却設備」に改め、同項第3号中「設備又は特別償却設備」を「設備若しくは地域再生法関係特別償却設備又は取得等をした過疎法関係特別償却設備」に改め、同条第3項第5号中「設備」の次に「、過疎法関係特別償却設備若しくは地域再生法関係特別償却設備」を加え、同条第4項第2号中「特別償却設備又は」を「地域再生法関係特別償却設備、」に、「に係る」を「又は取得等をした過疎法関係特別償却設備に係る」に改め、同条第5項第6号中「特別償却設備」を「地域再生法関係特別償却設備」に改める。

様式第64号の2中「第53条第35項」を「第53条第54項」に改める。

様式第154号の2中	「 第144条第1項 第145条の2第1項	を	「 第144条 第144条の3第1項 第145条の2第1項	に、「新(増)設」を「新(増)設又は取得等を」に改める。
様式第154号の3中	「 第144条第1項 第144条の2 第145条の2第1項 (第145条) (第145条の2第2項)	を	「 第144条 第144条の2 第144条の3第1項 第145条の2第1項 (第145条) (第145条の2第2項)	に、「新(増)設」を「新(増)設又は取得を」に、「特別

償却設備」を「地域再生法関係特別償却設備」に改め、同様式の注の1中「とは、」を「とは、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)第1条の規定による改正前の」に、「の規定」を「又は租税特別措置法第12条第3項若しくは第45条第2項の規定」に改める。

様式第154号の4中	「 第144条第1項 第144条の2 第145条の2第1項 (第145条) (第145条の2第2項)	を	「 第144条 第144条の2 第144条の3第1項 第145条の2第1項 (第145条) (第145条の2第2項)	に、「新(増)設」を「新(増)設又は取得等を」に改め、
------------	-------------------------------------------------------------------	---	------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

同様式の注の1中「とは、」を「とは、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)第1条の規定による改正前の」に、「の規定」を「又は租税特別措置法第12条第3項若しくは第45条第2項の規定」に改める。

様式第154号の5中「第144条第3項」を「第144条の3第3項」に改める。

様式第154号の6の表面中「新設し、又は増設」を「新(増)設又は取得等を」に改め、「(特別償却設備)」を削り、同様式の裏面の注の2中「うち」の次に「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)第1条の規定による改正前の」を加え、「(展示場用の建物及び当該建物に係る設備を除く。)」を削り、「特別償却設備」を「過疎法関係特別償却設備のうち租税特別措置法第12条第3項若しくは第45条第2項の規定による特別償却の適用を受けるもの若しくは地域再生法関係特別償却設備」に改め、同注の3中「(特別償却設備)」を「若しくは地域再生法関係特別償却設備」に、「又は増設」を「若しくは増設し、又は過疎法関係特別償却設備の取得等を」に改め、同注の4の(2)中「(特別償却設備)」を「若しくは地域再生法関係特別償却設備」に、「又は増設した」を「若しくは増設し、又は過疎法関係特別償却設備の取得等をした」に、「又は増設の」を「若しくは増設又は取得等の」に改め、同4の(3)中「(特別償却設備)を新設」を「若しくは地域再生法関係特別償却設備を新設し、又は過疎法関係特別償却設備の取得等を」に改め、同注の5中「うち」を「うち租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)第1条の規定による改正前の」に、「(展示場用の建物及び当該建物に係る設備を除く。)」を「、過疎法関係特別償却設備のうち租税特別措置法第12条第3項若しくは第45条第2項の規定による特別償却の適用を受けるもの又は地域再生法関係特別償却設備」に改める。

様式第154号の7の注の1中「新設増設」を「新(増)設又は取得等」に、「対象施設」を「対象施設、過疎法関係特別償却設備」に、「特別償却設備」を「地域再生法関係特別償却設備」に改め、同注の2中「対象施設」を「対象施設、過疎法関係特別償却設備」に、「特別償却設備」を「地域再生法関係特別償却設備」に改める。

様式第154号の8中「特別償却設備」を「地域再生法関係特別償却設備」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条及び第98条の2の改正規定は令和4年1月1日から、第47条の2、第47条の3及び様式第64号の2の改正規定は同年4月1日から施行する。

(事業税等の課税免除に関する規定の適用)

- 2 この規則による改正後の長野県県税に関する規則(次項において「新規則」という。)第116条の3及び第116条の4第1項から第4項までの規定は、令和3年4月1日から適用する。

(課税免除申請書の提出期限の特例)

- 3 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)第144条の3第1項の規定により事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除を受けようとする者に係る新規則第116条の4第1項に規定する期限が、当該者が同条例第144条の3第1項に規定する取得等をした同項に規定する過疎法関係特別償却設備が所在する市町村の市町村計画(同項に規定する市町村計画をいう。)の公表(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第8項の規定による公表をいう。)の日から起算して30日を経過した日以前に到来する場合には、当該期限は、新規則第116条の4第1項の規定にかかわらず、当該市町村計画の公表の日から起算して30日を経過した日とする。

(用紙の使用に関する経過措置)

- 4 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税務課

長野県自然公園施設管理規則をここに公布します。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第95号

長野県自然公園施設管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県自然公園施設条例（令和3年長野県条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県自然公園施設（以下「センター」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 知事が管理するセンターの休館日及び条例第12条第1号に規定するセンターの休館日は、別表のとおりとする。ただし、知事が管理するセンターの休館日にあつては、知事は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第3条 知事が管理するセンターの利用時間は、午前9時（長野県美ヶ原自然保護センターにあつては、午前9時30分）から午後4時（長野県乗鞍自然保護センターにあつては、午後5時）までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(遵守事項)

第4条 知事が管理するセンターの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センター内において他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) センターの施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 備品をセンターの外に持ち出さないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、センターの秩序の維持について知事が定める事項

(損傷又は滅失の届出)

第5条 知事が管理するセンターの利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出て、知事の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(指定の申請)

第6条 条例第8条の申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第8条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第6条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について知事がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第9条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の管理に関する準用規定)

第7条 第4条及び第5条の規定は、条例第5条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条中「知事が管理」とあるのは「指定管理者（条例第5条の規定によりセンターの管理をする指定管理者をいう。第5号及び次条において同じ。）が管理」と、同条第5号中「知事が」とあるのは「指定管理者が知事の承認を得て」と、第5条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

センターの名称	休館日
長野県霧ヶ峰自然保護センター	1 水曜日 (その日が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日に当たるときは、その翌日) 2 11月1日から翌年4月30日までの間の知事が別に定める日
長野県乗鞍自然保護センター	1 水曜日 2 11月1日から翌年4月30日までの間の知事が別に定める日
長野県美ヶ原自然保護センター	11月1日から翌年4月30日までの間の知事が別に定める日
長野県志賀高原自然保護センター	無休
長野県立御嶽山ビジターセンター	11月1日から翌年5月31日までの間の知事が別に定める日

(別記様式) (第6条関係)

## 指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

センターの指定管理者の指定を受けたいので、長野県自然公園施設条例第6条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名等を記載した書類を添付すること。

自然保護課

長野県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年7月12日

長野県議会議長 宮本 衡 司

**長野県議会規則第1号**

長野県議会会議規則の一部を改正する規則

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

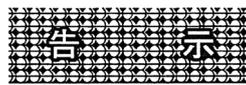
第18条中「出産」を「出産、育児、介護」に、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 事 課



**長野県告示第391号**

令和3年3月31日専決処分した令和2年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部 守 一

令和2年度長野県一般会計補正予算（第15号）

1 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	226,868,659	1,432,994	228,301,653
3 地 方 譲 与 税	32,903,001	842,994	33,745,995
5 地 方 交 付 税	203,132,925	3,663,151	206,796,076
6 交通安全対策特別交付金	678,000	△ 11,156	666,844
7 分担金及び負担金	3,294,749	7,142	3,301,891
8 使用料及び手数料	16,150,929	65,496	16,216,425
9 国 庫 支 出 金	269,868,782	51,354	269,920,136
10 財 産 収 入	1,568,763	217,109	1,785,872
12 繰 入 金	16,910,879	△ 4,800,000	12,110,879
14 諸 収 入	100,957,663	△ 1,400,190	99,557,473
15 県 債	187,323,000	△ 9,752,000	177,571,000
歳 入 合 計	1,160,603,906	△ 9,683,106	1,150,920,800

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	61,937,581	3,255,042	65,192,623
3 民 生 費	146,607,508	△ 2,247,104	144,360,404
4 衛 生 費	72,119,033	△ 3,903,781	68,215,252
7 農 林 水 産 業 費	52,046,134	△ 5,394	52,040,740
8 商 工 費	127,136,822	△ 3,347,522	123,789,300
9 土 木 費	189,409,149	△ 693,603	188,715,546
10 警 察 費	45,621,041	△ 279,742	45,341,299
11 教 育 費	203,643,430	△ 1,336,551	202,306,879
12 災 害 復 旧 費	33,062,981	△ 698,510	32,364,471
13 公 債 費	121,362,642	△ 208,025	121,154,617
14 諸 支 出 金	100,004,513	△ 217,916	99,786,597
歳 出 合 計	1,160,603,906	△ 9,683,106	1,150,920,800